

○ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号） 抄

（構成）

第百五十六条で準用する第百三十七条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 広域漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が太平洋広域漁業調整委員会にあつては第百五十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の農林水産大臣が委員の中からこれを選任する。

3～6 （略）

（委員会の会議）

第百五十六条で準用する第百四十五条 広域漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 広域漁業調整委員会の会議は、公開する。
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（委員の失職）

第百五十六条で準用する第百五十条 第百五十三条第四項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

第百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

1～3 （略）

- 4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

○ 漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号） 抄

（広域漁業調整委員会の会議）

第十五条で準用する第十四条 広域漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して広域漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。
- 3 広域漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、広域漁業調整委員会の会議で定める。